合法木材推進マークの策定作業について

1 昨年度のからの議論の経緯と本年度の方針

平成18年度の違法伐採総合対策事業の中で、「合法木材・同製品(主として家具・文具類など最終消費物品)の表示」することを含めたシンボルパークを作成する議論をしてきたが、③の商品の表示するのは時期尚早であるとして、「平成19年度合法性・持続可能性証明システム普及事業実施要領」において、「合法木材を証明する取組を普及するため合法木材推進マーク(仮称)を作成し、①合法木材の証明システム及び合法木材・同製品のPR、②合法木材・同製品の供給事業体の表示に使用することとし、PR戦略を基に普及を行う。」とされた。

2 合法木材推進マークの業者選定について

(1) 作成者の募集

8月2日付で、合法木材推進マーク作成等業務を実施する事業者を募集したところ、有限会社シーツーシー等三社が応募し、22のデザイン案を含む提案書が提出された。

(2) 合法木材推進マークの作成等業務に係る実施者の選定要領による手続き 提案書は企画書(基本的な考え方、デザイン案および意図) 経費の内訳 提案者の 概要 からなっているが、「合法木材推進マークの作成等業務に係る実施者の選定要 領」に基づき、①WGメンバー及び選定委員のデザイン案に対する採点及び意見に基 づき、交渉順位を決め、②交渉順位に従って事務局でヒアリングをし、予定価格、そ の他の業務についての特段の問題がない限り、正式の選定とするとい手順となってい る。

(3) デザイン案に対する採点の結果

デザイン案に対する採点の結果、有限会社シーツーシーの提案した下図のデザインが 最高点となり、また同社の提案が平均得点、合計得点と高得点であり、第一興商順位 となった。



(4) 有限会社シーツーシーとのヒアリング及び業者決定 同社の提案をもとにヒアリングをした結果、契約相手としてふさわしいという結論と なり、9月3日の審査委員会で、同社と契約することとした。

(5) 今後の作業

今後、今回の案をベースにした複数の提案を作成し、9月11日のWG会合で検討した後、最終決定としていきたい。また、平行して使用規程案も作成し、WG会合で議論し決定していきたい。

合法木材推進マーク作成等業務を実施する事業者募集について

違法伐採問題の重要性等を PR し、伐採時点の合法性が証明された木材・木材製品(以下合法木材・同製品)の証明システムを普及するため、合法木材推進マークの作成等業務を実施する事業者を、下記のとおり募集します。

希望者は下記に基づき提案書を提出してください。

記

- 1 募集する事項
- (1) 件名 合法木材推進マークの作成等業務
- (2) 仕様等 別紙「合法木材推進マーク作成等業務仕様書」による。
- (3) 履行期限 平成 19 年 9 月 14 日 (金)
- (4)納入場所 社団法人全国木材組合連合会事務局
- 2 説明会の開催
- (1) 日時 平成19年8月8日(水)15時
- (2)場所 社団法人全国木材組合連合会事務局
- (3) 事前の連絡 説明会に出席を希望される方は8月7日(水)正午までに下記問い合わせ先までご連絡下さい
- 3 提案書の内容・提出期限及び提出場所
- (1)提案書の内容

企画書(基本的な考え方、デザイン案および意図) 4部 経費の内訳 4部 提案者の概要 1部

- (2) 提出期限 平成19年8月22日(水) 17時30分まで
- (3) 提出場所 東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 6 階 社団法人全国木材組合連合会事務局

4 請負者の決定

提出された提案書に基づき審査を行い、8月中に業務内容の趣旨に最も合致する提案を行ったものを1社選定する。請負者が決定したときは、その旨を提案書を提出したもの全員に通知する。

5 その他

本募集に記載されていない事項は別紙合法推進木材マーク作成等業務仕様書による。

6 問合わせ先

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 6 F 社団法人全国木材組合連合会事務局

電話 03-3580-3215 ファックス 03-3580-3226

担当 藤原、上杉、加藤

info@zenmoku.jp

合法木材推進マークの作成等業務に係る実施者の選定要領

I 選定委員

実施者の選定に当たっては、次の者で行う。

選定委員長 後藤副会長

選定委員 尾薗専務、藤原常務、上杉調査役、加藤課長

実施者の選定に当たっては、別紙による普及 WG メンバーの意見を勘案し、 3により、企画競争説明書等に即しているか等、十分 検討した上で行う。

Ⅱ 選定手順

- 1 マークデザインをポイントとして仮選定をする
 - (1) WGメンバーにおよび選定委員に対して採点および意見を求める 別紙様式に基づき、全てのデザイン案に対して、1位から5位を選定、 当該デザイン案に対してコメントがあれば記述する。
 - (2) 得点の集計

デザイン案の1位を5点、5位を1点配点し、デザイン案ごとの総得 点を求める。

(3)(1)を踏まえて選定委員会において仮選定をする(交渉順位を決める)

デザイン案の総得点が特定の案で顕著に多い場合はその案を提出した 提案者を第一順位として仮選定する。他の提案事項を勘案して第二第、 三順位を決める。

デザイン案の総得点が同等のものがある場合、他の提案事項を勘案して第一順位以下を仮提案者として選定する。

2 業者選定

1 (3) の交渉順位に従って事務局でヒアリングをし、予定価格、その他の業務についての特段の問題がない限り、正式の選定とする